

## 長野工業高等専門学校寄附講座及び寄附研究部門規則

(趣旨)

第1条 長野工業高等専門学校地域共同テクノセンター規則第5条第2項の規定に基づき、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）における寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 寄附講座等の設置及び運営は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本校の自主性及び創造性の下に、本校における教育研究の発展に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 寄附講座 本校における教育研究のための組織であって、民間等からの寄附により教員の給与、研究費、旅費、光熱水料等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- 二 寄附研究部門 本校における研究のための組織であって、民間等からの寄附により教員の給与、研究費、旅費、光熱水料等その運営に必要な経費を賄うものをいう。

(名称)

第4条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 寄附講座等の名称について、寄附者から申出があった場合には、寄附者が明らかになるような字句を付することができる。

(寄附の申込み)

第5条 寄附講座等の設置に係る経費等の寄附の申込みをしようとする者は、寄附申込書（別紙様式1）により、校長に申請するものとする。

(設置及び受入れの決定)

第6条 校長は、前条の申請があった場合は、寄附講座等の概要（別紙様式2）を作成し、寄附講座等の設置について執行会議に諮り、その審議の結果に基づき、設置の決定及び経費の受入れ等の手続きを行うものとする。

(設置期間等)

第7条 寄附講座等の設置期間は、原則として2年以上5年以下とする。ただし、特に必要があると認める場合には、これを更新することができる。

- 2 寄附講座等の内容に大きな変更を加える場合及び設置期間を更新する場合の手続きは、設置の例に準ずるものとする。

(成果の公表)

第8条 校長は、寄附講座等の設置期間が終了したときは、当該寄附講座等における教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(寄附講座等の構成等)

第9条 寄附講座等には、少なくとも教授相当者又は准教授相当者1人及び准教授相当者、助教相当者又は助手相当者1人の教員（以下「寄附講座等教員」という。）を置くものとする。

- 2 寄附講座等教員の選考は、長野工業高等専門学校教員選考基準及び長野工業高等専門学校教員選考手続きについて準じて行うものとする。
- 3 校長は、前項の規定に基づき選考した寄附講座等教員と雇用に関する契約を締結するものとする。

(寄附講座等教員の職務)

第10条 寄附講座等教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(経費の受入れ)

第 11 条 寄附講座等の設置に係る経費の寄附は、その設置期間に係る総額を一括して受入れることを原則とする。ただし、継続して受入れが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受入れることができる。

2 前項の経費の寄附は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則に定めるところにより受入れるものとする。

(経理)

第 12 条 寄附講座等教員の給与、研究費、旅費、光熱水料等その運営に必要な経費は、前条による寄附金として受入れた金額により経理するものとする。

(特許権等の取扱い)

第 13 条 寄附講座等教員が行った発明に係る特許権等の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構知的財産権取扱規則の規定を準用する。

(雑則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、寄附講座等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。